

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

概 要

I 市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法) (③は平成22年7月1日施行)

- ① 財政支援措置の4年間の延長(約2000万世帯 加入者約3600万人 1世帯平均で年間約1.2万円の保険料上昇抑制効果)
 - ・「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
- ② 市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
 - ・都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての指針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
- ③ 保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下→高校生世代以下)
 - ・一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

II 中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等) (①③は平成22年7月1日施行)

- ◆ 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間において、財政再建のための特例措置を講ずる。(被保険者約2000万人 加入者約3500万人 22年度で労使年間2.2万円の保険料上昇抑制効果)
- ① 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
 - ② 単年度収支均衡の特例として、21年度末以降の赤字額について、24年度までの償還を可能とする
 - ③ 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
 - ・後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

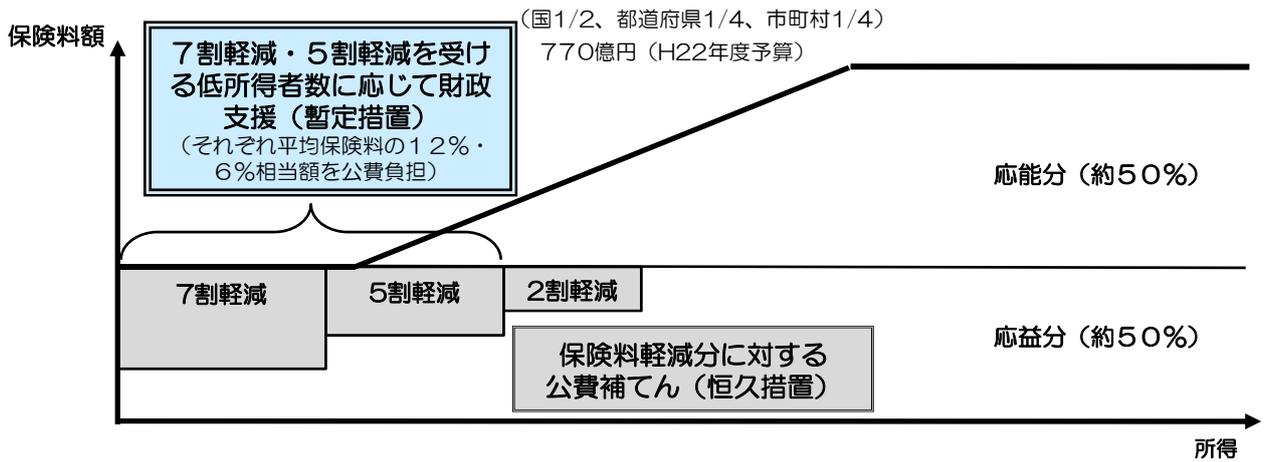
III 高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

- ① 給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
- ② サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する(約190万人 年間平均約2.1万円の保険料上昇抑制効果)
※予算措置をあわせると約3.8万円

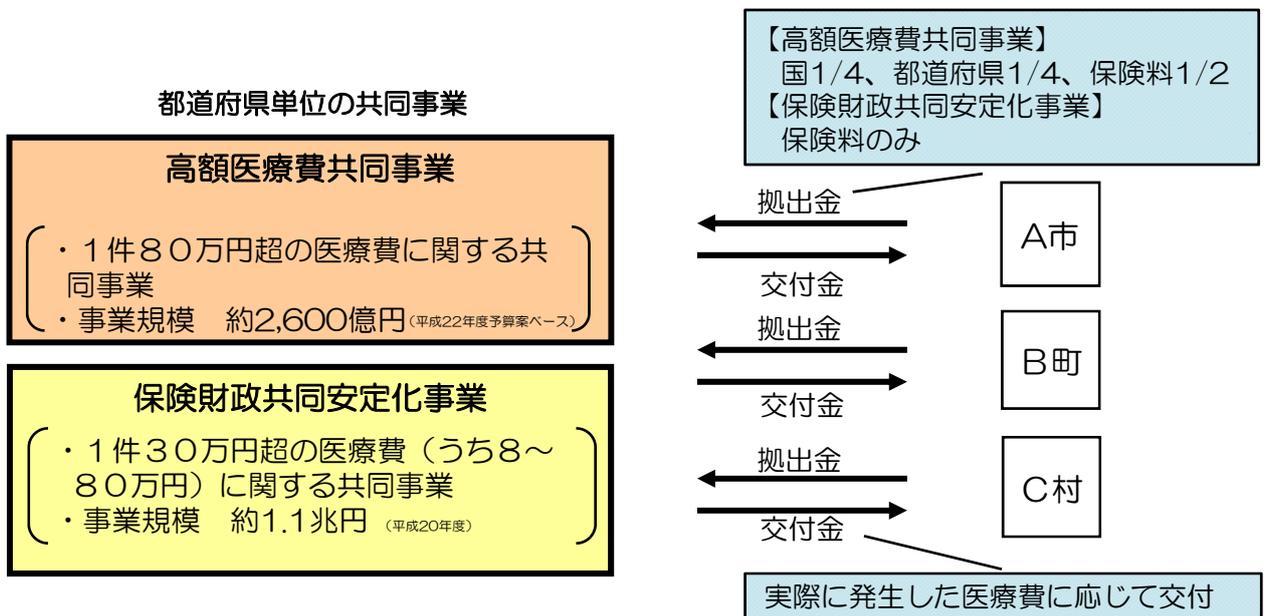
施行期日 平成22年4月1日

- 国保や後期高齢者医療制度の保険料について、賦課期日(4月1日)までに、賦課の前提となる財政支援措置を確定させておく必要がある。

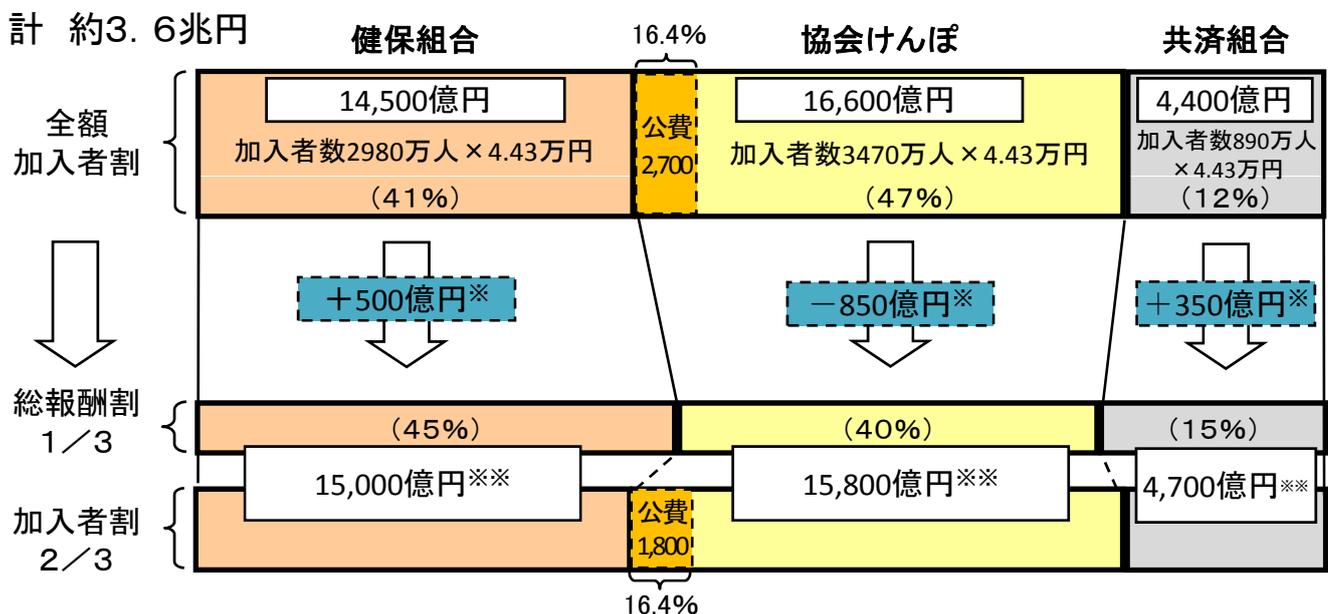
市町村国保における保険基盤安定制度の概要



市町村国保における高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要



被用者保険の後期高齢者支援金への総報酬割導入について



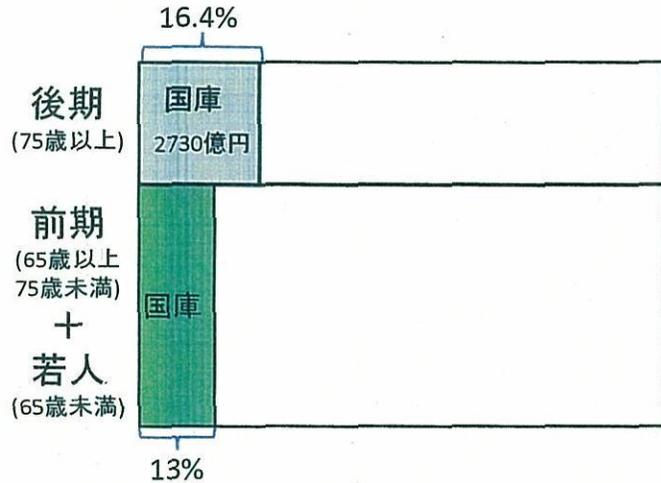
※ 22年度は、健保組合+330億円、協会けんぽ-560億円、共済+230億円

※※ 22年度は、健保組合14,800億円、協会けんぽ16,100億円、共済4,600億円

平成22年度の協会けんぽの国庫補助等のイメージ

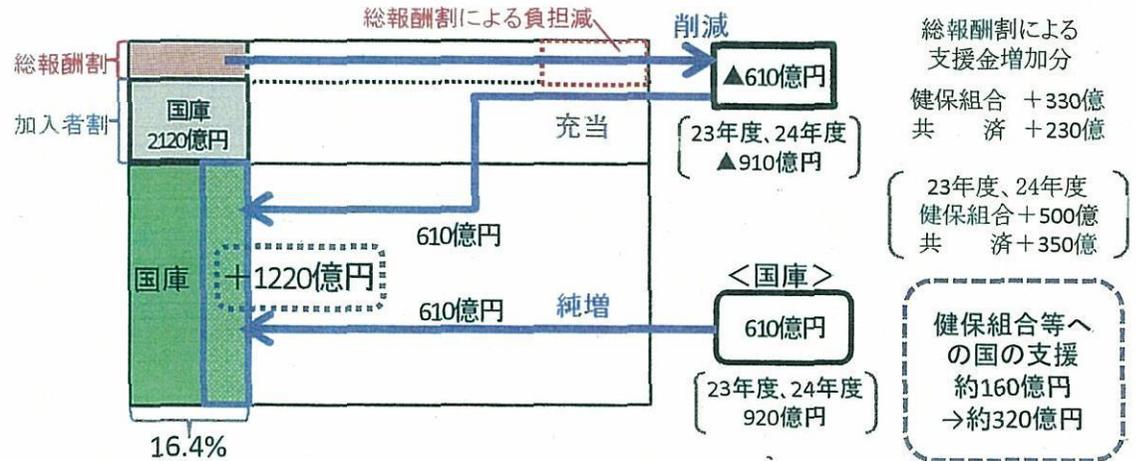
<現行>

・後期支援金は加入者割



<平成22年度>

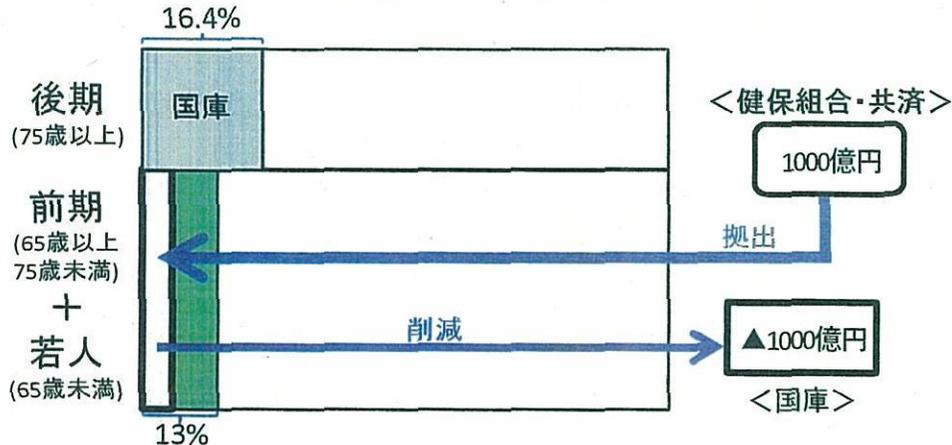
- ・後期支援金の1/3について総報酬割 (7月～(8/12か月分))
- ・前期+若人への国庫補助率16.4% (7月～(8/12か月分))



<今回の特例措置のポイント>

- ・国は、協会けんぽの国庫補助率引上げの所要財源の半分を真水（純増）で確保
- ・後期支援金の総報酬割によって削減した国庫補助は、協会けんぽの国庫補助率引上げに充当
- ・負担能力に応じた費用負担であり、財政力の弱い健保組合にとっても負担減（約550組合で負担減）
- ・前期高齢者納付金の負担軽減を図るため、国による健保組合等への支援を22年度において倍増

(参考) 平成20年政管健保支援法案の場合



<平成20年政管健保支援特例法案のポイント>

- ・シーリング対策（社会保障費▲2200億円の一環）
- ・一定の財政力がある健保組合等が一方的に負担